

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年8月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ネパール国持続可能な污水管理能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：ネパール国持続可能な汚水管理能力強化プロジェクト

調達管理番号：26a00387

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者で行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年8月19日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国持続可能な污水管理能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年11月 ～ 2030年1月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年11月 ～ 2028年6月

第2期：2028年7月 ～ 2030年1月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきまして

は、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の24%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の16%を限度とする。

第2期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の25%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の15%を限度とする。

（6）部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。¹具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

第1期

- 1) 2027年度（2027年10月頃）

第2期

- 1) 2028年度（2028年10月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ 環境管理・気候変動対策第2チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 8月 25日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 8月 26日 12時まで
3	質問への回答	2026年 8月 31日 まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年 9月 11日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年 9月 29日まで

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。
---	-------------------------	--

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ネパール国ポカラ市における持続可能な污水管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：25a00265）の受注者（株式会社アイコンズ）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示され

る手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/YnDEdFA89P>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国

際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくよう願います）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙4の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

- 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	インフラ開発省上下水道局 （DWSSM :Department of Water Supply and Sewerage Management : DWSSM）がポカラ市（PMC）をはじめとする地方政府に対して、污水管理及び衛生サービス分野の制度・政策面の支援を実施する上で必要と考えられるガイドライン及びマニュアルの構成・内容及びその効果的な策定プロセス及	第3条2.（2）、（6） 第4条2.（1）②

	び公式化（制度化）に向けた方策について	
2	パイロットプロジェクトとして実施する浄化槽導入に関して、プロジェクト終了後の持続的活用を念頭に、設置候補地の選定支援、施工監理、運転・維持管理体制の構築及び関係機関の役割分担等を含めた実施方法について	第3条2.（5） 第4条2.（1）③
3	下水道区域とオンサイト区域の区分方法、投資及び維持管理費を含む財政計画、フェウ湖の水質保全の観点を踏まえた事業の優先順位付け等を考慮し、ポカラ市汚水管理マスタープランの課題及び下水道整備計画の改訂に向けた具体的な進め方について	第3条2.（2） 第4条2.（1）③
4	上下水道の一体的な管理・運営のあり方について。また、ネパール水道公社（NWSC）、水利用者組合（WUSC）等の既存サービスプロバイダーの課題を踏まえた料金制度等の持続可能な事業運営方策について	第3条2.（3）、（7） 第4条2.（1）①・③
5	他ドナー（特にアジア開発銀行（ADB）を念頭）とのデマケーション及び連携方法について	第3条2.（4）

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。

- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年9月
- ・ RD署名：2026年6月26日

☒ 別紙1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）プロジェクトの実施体制

カウンターパートはDWSSM及びPMCの職員であり、研修の実施においては国家給

水・衛生研究・イノベーション・能力開発センター（NWSSRICDC）が研修拠点機関として参画する。また、本事業の技術移転に関する活動は、ワーキンググループ（WG）を構築の上で実施される。WGはカウンターパートの中核人員で構成され、DWSSM、PMC、NWSSRICDC の職員が参加予定であるが、実際のWGメンバーは第1回合同調整委員会（JCC）において正式に決定予定であり、受注者は業務開始後、ワーク・プランに基づき速やかに第1回JCCの開催を支援すること。なお、プロジェクト・ダイレクターはDWSSM局長（DG）、プロジェクト・マネージャー兼WGダイレクターはDWSSM副局長（DDG）、WGマネージャーはDWSSM下水道部門長（Sewerage Section Chief）が務めることが想定されており、受注者はWGマネージャーと連携しながらWGの活動と進捗管理を支援すること。

NWSSRICDCとの具体的な連携内容及び研修実施事項については、業務開始後に確認・調整すること。なお、省庁再編により、DWSSM及びNWSSRICDCは給水省（MoWS）からインフラ開発省（MoID）の傘下に移管されていることに留意すること（配布資料等における「MoWS」の記載は「MoID」に読み替える）。

（２）現行の下水道関連制度、既往プロジェクト及びマスタープランに関連して²

受注者は、既存資料・情報（ポカラ市污水管理マスタープラン、詳細計画策定調査報告書、WASH法・同運用規則、N-WASH-MIS、ENPHO調査結果等）の収集・分析を行い、業務の実施方針及び方法を詳細化すること。特に、下水道普及に向けた政策・法制度の整備が進められている一方、施設の維持管理は各サービスプロバイダーが担っているという実態に留意し、必要とされるガイドライン／マニュアルの構成を検討するとともに、その内容についても現状の制度及び運営管理実態を十分に考慮すること。

（３）JICA の関連事業との連携

PMCにおいては、これまで無償資金協力、技術協力プロジェクト、草の根技術協力等の協力が実施されてきており、DWSSMには個別専門家「水・衛生」（2025年10月～2027年9月）が派遣されている。本事業では、PMCにおける上下水道一体管理の仕組みを検討する必要があるところ、これら関連事業の知見・成果・ネットワークを最大限に活用すること。特に、上水道を所管するサービスプロバイダーであるNWSCは、法令上は下水道サービスも所掌するものの、下水道分野の実務経験に乏しく、財源・人員・技術力も限られていることから、NWSCの現状と課題を十分に把握し、管理方式、料金徴収スキーム、サービスプロバイダーの関与のあり方について、関

² 地方政府が下水道整備を行う主体と定められている中で、中央政府が行うべき制度や仕組みについても検討が求められており、そこへの提案を求めるもの。

係機関との協議を通じて現実的かつ持続可能な制度設計を検討すること。

（４）他ドナーとの連携・役割分担

ネパールの污水管理分野では、ADBが「Kathmandu Valley Wastewater Management Project」及び「Integrated Water Supply and Sewerage Management Project」を実施しており、後者においてポカラ市東部を優先地域とした下水処理場整備の検討を進めている。本事業はポカラ市西部（フェワ湖水質保全の観点からWest下水処理場区域）を優先することから活動地域の重複はないが、ADBとの連携が重要であることはR/Dにおいても確認されている。受注者は、JICAネパール事務所と連携の上、ADBとの定期的な情報共有・協議の場を設け、活動の重複回避と相乗効果の最大化を図ること。また、世界銀行、UNDP、UNICEF等の他ドナーとも、住民啓発等における協働の可能性について定期的に協議を行うこと。

（５）パイロット活動（浄化槽の導入）³

本事業では、PMCにおいて日本の技術を活用したオンサイト処理システム（浄化槽：Johkasou）の設置・モニタリング・評価を含むパイロット活動を実施する。また、ネパール側からは研修・実証での活用を目的としたNWSSRICDC研修施設への追加設置の要望が示されており、パイロットサイトの実現可能性は第1回JCCで協議・決定される。用地の準備、行政手続き及び維持管理コストはネパール側の負担とすることがR/Dで合意されているが、受注者は、PMC及びNWSSRICDCが運転費用、人員配置、汚泥引抜き責任分担を含めて持続的に維持管理を担える仕組みの構築を支援すること。浄化槽の調達に当たっては、消費電力・運転経費が限定的で地方都市のオンサイト処理技術として有効な機種を、公正な調達手続きにより選定すること。なお、日本の技術活用ということで、日本製の浄化槽の導入とする。

（６）マニュアル／ガイドラインについて

マニュアル／ガイドラインには、運転維持管理、サービスプロバイダー認可、料金制度の指針等を含むこと。R/Dにおいて、本事業で作成するマニュアル／ガイドラインはDWSSMの公式文書として公式化することが合意されており、DWSSMによる公式化を前提とした策定プロセス（他地方自治体・組織の関与、インフラ開発省や他省庁によるレビュー会合の実施）に留意し、主体的に関与すること。

³ ポカラ市では、下水道（オフサイト）と浄化槽（オンサイト）処理を組み合わせるの污水处理が重要である。他方で浄化槽の導入や持続的な維持管理に向けた体制についてどのように進めることがいいのか提案を求めるものである。

（７）PMC の実施体制について⁴

PMCにおける下水道事業の運営体制については、市による直営、管理委員会の設立、認可事業体への委託等、複数の選択肢が考えられるところ、PMCの意向や実施能力を踏まえて検討すること。例えば下水道料金を上水道料金と併せて徴収する場合には、NWSCのほか多数のWUSC等既存の水道事業体との綿密な調整が必要となる。なお、本事業における地方自治体の対象都市はPMCのみであるが、R/DにおいてPMC周辺自治体の職員の課題分析・能力強化研修への参加が期待されている旨が確認されているため、研修実施においてその参画を検討すること。

（８）DWSSM における研修（トレーナー養成研修）について

DWSSMからは、トレーナー養成研修の実施要請を受けている。マスタートレーナーの育成を通じて他都市への普及を可能とする体制の構築は、限られた人材・予算の下で普及を図る上で有効であることから、本研修実施について、DWSSM、NWSSRICDC等と協議の上、実施内容を検討すること。なお、ネパール側からは、研修内容にライセンシング、ベンチマーキング、ビジネスプラン、地方自治体のモニタリング・評価（規制条項との整合）を含めることが要望されている。

（９）管理情報システム（MIS）の強化

本事業では、DWSSMが運用するNWAASH-MISの拡充を目的として、PMCの衛生情報データベースの構築を支援する。オンサイト処理の事業管理には腐敗槽ごとの引抜管理・料金収受管理のための台帳整備が必要であり、将来の下水道接続台帳への移行や建築許可申請システムとの連動も視野に入れたシステム設計とすること。

なお、PMCではUNDP等の支援によりMIS開発が進行中である一方で、DWSSMからはNWAASH-MISとPMCの衛生情報データベースとの連携が要望されている。PMCでのデータベース開発を優先しつつ、連携可能性についても留意すること。

（１０）気候変動・生物多様性への貢献

R/Dにおいて、本事業は汚水管理（し尿汚泥管理を含む）を通じた気候変動の緩和及び衛生状況の改善を通じた適応の双方に貢献し得ること、並びに未処理汚水の環境中への排出削減を通じて生物多様性に貢献することが確認されている。ネパールのNDC（国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution））には汚水処理量・し尿処理量に係る条件付き目標（ドナー支援を前提とした目標を含む）が設定されていることから、受注者は本事業の活動とNDC目標との整合を意識した成果の整理を行うこと。また、生物多様性政策（「ポカラ渓谷の湖群の統合的湖沼流域管理計画（2018-

⁴ 先行している下水道ではサービスプロバイダーを活用しての維持管理が行われている。現状の維持管理体制の課題を踏まえて、地方政府がより持続的な維持管理を行っていくための体制案の検討が求められている。

2023) 」等) に関する数値目標・モニタリングの仕組み等の情報は、事業実施段階において収集すること。

(11) 安全管理

2025年9月には、SNS利用禁止措置を契機とする大規模な抗議活動・暴動が発生し、詳細計画策定調査の一部中断やPMC市庁舎・事務所の焼失等の影響が生じた。受注者は、JICAネパール事務所と連携し、最新の治安情報の収集と安全管理措置の徹底を図ること。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1：下水道施設の計画策定・整備及び維持管理に関して、GESIを含む情報収集、分析、課題整理を行う。

活動1-2：オンサイト処理施設の計画策定・整備及び維持管理に関して、GESIを含む情報収集、分析、課題整理を行う。

活動1-3：水環境モニタリングの実施状況に関する情報収集、分析、課題整理を行う。

活動1-4：上記の結果を報告書に取りまとめる。

② 成果2に関わる活動

活動2-1：DWSSM等関係機関が所有している下水道（オンサイト含む）整備計画・建設・維持管理に関する各種制度、規則、技術基準等の収集を行う。

活動2-2：DWSSM等の関係者で構成するワーキンググループを組織し、地方政府向けマニュアル案を審議する。

活動2-3：地方政府向けマニュアル案を作成する。

活動2-4：DWSSMにおけるMIS（管理情報システム）の強化を支援する。

③ 成果3に関わる活動

活動3-1：「ポカラ市污水管理マスタープラン」のレビューを行う。特に下水道区域とオンサイト区域の線引きや、財政計画に留意する。

活動3-2：サービスプロバイダーに対する基準及び認可メカニズムの策定を支援する。

活動3-3：DWSSM及びPMCを対象に、現行のマスタープランに対する意見を聴取する。

活動3-4：PMCにおいてパイロットプロジェクト（浄化槽の設置・モニタリング・評価）を実施する。

活動3-5 建設・維持管理を行う実施体制の確立のため、配置予定職員を対象とした研修を実施する。

④ 成果4に関わる活動

活動4-1：成果2をもとに地方政府向けの設計・維持管理マニュアルを最終化する。

活動4-2：ニーズ分析（GESIの考慮を含む）に基づき、NWSSRICDCと連携して、研修プログラム、モジュール、参加者選定基準、教材を開発する。

活動4-3：DWSSM及び関係機関の職員（サービスプロバイダー等のセクター関係者を含む）向けの研修を実施する。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

セミナー（ガイドライン関係）

目的	ガイドライン、プロジェクト成果セミナー
実施回数	約6回
対象者	関係省庁、全国各市政策責任者、民間事業者
参加者数	約50名/回
開催期間	約1日/回
実施場所	カトマンズ市内
実施形態	対面・オンライン併用

WS／技術セミナー／トレーナー養成研修

目的	テクニカルWS，新規マニュアルセミナー、トレーナー養成
実施回数	約6回
対象者	C/P機関関係者（WGメンバー外）、サービスプロバイダー、その他技術関係者
参加者数	約50名/回

開催期間	約1～2日/回
実施場所	カトマンズ市、ポカラ市内
実施形態	対面・オンライン併用

（２）本邦研修・招へい

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計2回
対象者	カウンターパート機関、上位官庁政策決定者等
参加者数	約10名/回
研修日数	約10日（移動日を含む）/回

（３）第三国研修

本プロジェクトでは第三国研修の実施を行う。研修実施候補国についてはインドやマレーシアを想定しているが、プロジェクト開始後DWSSMと協議して決定すること。また、DWSSMからは第三国研修を通じて、下水道維持管理のシステム構築における日本以外の実情について把握すること、研修実施国現地機関との「peer-to-peer」の関係構築を図りたい意向がある。対象人数は10名、日数は移動日含めて1週間を想定している。

（４）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情

報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。

- データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、カウンターパートを対象とし、下水道事業の計画・設計及び維持管理能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報

告する。

- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。
- 本事業はジェンダー活動統合案件（GI（S））である。詳細計画策定調査により、汚水管理分野における女性技術者の少なさ、既存ガイドライン・マニュアルがGESIに配慮した内容となっていないこと等の課題が確認されており、PDMには、データ分析・課題特定プロセスに關与するDWSSM職員の3分の1以上を女性とすること、マニュアル／ガイドライン策定プロセスにおける女性の参画確保、研修参加者に占める女性割合の設定等の指標が盛り込まれている。受注者は、活動1-1、1-2及び4-2に明記されたGESIに係る課題分析・ニーズ分析を実施し、各指標の目標値をプロジェクト開始後にカウンターパートと協議の上設定し、モニタリングすること。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- ☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。
 - 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
 - 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	契約締結後1.5カ月以内	英語	電子データ	
半期報告・レビュー報告書	業務開始から6カ月毎	英語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	2部
			CD-R	1部
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語・英語	製本 英語	2部
			日本語	2部
			CD-R	1部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) 半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
 - ② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
 - ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
 - ④ プロジェクト目標の達成度
 - ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）
- 添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 下水道整備・建設・維持管理マニュアル案（下水道施設・オンサイト処理施設）
- (2) 管理情報システム仕様書
- (3) 研修プログラム・教材（地方政府向け教材含む）

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ポカラ市水質環境調査	ポカラ市内水質モニタリング調査（地下水質調査含む）	3回	定額計上
2	ポカラ市下水管現況調査	ポカラ市下水（排水）管現況調査	1回	定額計上
3	データベース構築業務	ポカラ市上下水関係データベースシステム構築	1回	定額計上
4	研修教材作成支援業務（ニーズ調査含む）	マナグア湖における汚濁負荷解析モデル設計調査	1回	定額計上

第7条 機材調達

- ☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	浄化槽	処理能力 5kl/day 設置想定場所（ポカラ市内およびNWSSRICDCの2か所）	2基	供与機材	定額計上
2	データ管理用コンピューター	データベース管理用コンピューター（ポカラ市）	2基	供与機材	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表（案）

1. 案件名（国名）

国名： ネパール

案件名：（和名）持続可能な污水管理能力強化プロジェクト

（英名）The Project for Capacity Development for Sustainable Wastewater Management

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における下水道セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

ネパール政府は、地方都市の水環境保全問題の解決のため第16次5カ年計画（2024/25～2028/29）に沿って各種開発事業を実施中であり、同計画には污水管理に関する目標が設定されている。そのうち、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」）のゴール6「安全できれいな水とトイレを世界中に」のターゲット指標である「適切な下水施設（下水道・不浸透性浄化槽など）に接続している都市部世帯数」（ターゲット6.2.1）については、2030年までに90%達成することを政府目標に掲げているが、2022年時点の達成状況は45%程度に留まっている。

現状、下水道が整備されているのは、カトマンズ盆地、ビラトナガル、ビルガンジの一部に限られている。その他の都市ではオンサイト処理施設⁵による処理が行われているが、適切な污水管理体制の整備や下水道施設の導入が遅れている状況である。このため、施設整備や管理体制の構築を含む適切な污水管理に基づく衛生環境の改善は、ネパール政府の最優先課題の一つとなっている。こうした状況下、ネパール政府は2022年に水衛生法を制定した。同法は、水衛生事業を原則として地方自治体の責務と定める一方、建設計画や維持管理のガイドライン作成を、連邦政府および州政府の責務として明確に定めている。同法令に基づき、連邦政府（インフラ開発省上下水道局。以下、「DWSSM」）は、污水管理体制の整備において地方政府を支援する役割を担っているが、適切な維持管理支援を行うために必要となるマニュアルやガイドライン等が未整備であるなど、DWSSMの体制強化が重要な課題となっている。

本事業の主要な対象地であるポカラ市（以下、「PMC」）は、ネパール第二の都市であり、国内最大の観光都市として今後も観光客の増加と都市化が見込まれている。また、市内中心部に位置し、ラムサール条約の保護対象地にも登録されているフェワ湖を含む湖群は、都市化に伴う人口増加により水質汚染が進行し、地下水汚染も深刻化しつつある。PMCでは污泥処理施設及び下水処理施設が整備されておらず、污水处理はオンサイト処理施設に依存している。また、污水管理を担う制度及び組織体制の整備、技術対応力や資金が不十分であるため、発生した污泥が適切に処理されず、地下水や湖沼の水質汚染を引き起こす原因となっている。

JICAは2021年10月～2024年6月に技術協力「ポカラ市污水管理マスタープラン策定プロジェクト」を実施し、同市における污水管理マスタープランの策定及び優先プロジェクトのプレ・フィージビリティ調査を実施した。これら調査に基づき、今後ポカラ市では、下水処理施設が整備されることが期待されている。

⁵ 污水处理、雨水排除、し尿収集処理などを含む広範な分野は「サニテーション」として捉えられ、さらにオンサイト・オフサイト処理に分けられる。オンサイト処理とは浄化槽や現地設置型の污水处理装置を用い、下水管なしでも処理できる方式であり、オフサイト処理（集合処理）は下水道管網によって汚水を集め、中央処理場で一括処理する方式を指す。（日本サニテーションコンソーシアム：<https://www.jsanic.org/japanese/aboutus/whowearare.html>）

以上の背景を踏まえて、本事業は、DWSSM及びPMCの下水道施設及びオンサイト処理に関する能力強化を図り、DWSSMによる地方政府を支援する体制の強化を図ることを目的に実施する。

（２）ネパールに対する我が国及びJICAの協力量針等及び課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「対ネパール国別開発協力量針（2021年9月）」では、大目標として「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」を掲げ、その中で「経済成長及び貧困削減」の一環として水供給や衛生分野での取組支援を明記している。また、同方針は社会インフラ未整備を課題と捉え、後発開発途上国脱却に向けた当該分野の継続支援の重要性を強調している。

また、JICA国別分析ペーパー（2020年8月）では「都市環境改善プログラム」において、上水道整備が進む都市を対象に下水道分野の協力を優先課題と位置付けている。加えて、JICAの課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）の「環境管理」分野におけるJICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）クラスター事業戦略協力量針2「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」では、水質汚染防止を担う実施主体への施設整備や能力開発支援が重視されており、ネパールは優先国に指定されている。本事業は、持続可能な污水管理システムの構築やそれに資する人材の育成を進めるものであり、日本側政策及びJICAによる支援実施の方向性と整合している。

また、本事業は、SDGsのゴール6「安全できれいな水とトイレを世界中に」の達成に寄与するとともに、将来的な下水道整備・維持管理体制の整備による温室効果ガス（特にメタン）排出削減や気候変動の影響下における洪水時の汚染拡散リスク低減等につながることから、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献する。

（３）他の援助機関の対応

ネパールの上下水道分野においては、アジア開発銀行（ADB）、世界銀行（WB）、国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）等の援助機関が支援を行っている。

ADBは2000年以降、円借款と協調融資で行った「メラムチ給水事業」を端緒に、インフラ整備、制度・政策支援、能力開発を三本柱とする事業（「Kathmandu Valley Wastewater Management Project」及び「Integrated Water Supply and Sewerage Management Project（IWSSMP）」）を実施し、IWSSMPの一つとしてポカラでの下水処理場整備の計画を検討している（JICA事業との役割分担については後述）。WBは都市部と農村部双方で、3つのプロジェクト（「Nepal Urban Water Supply and Sanitation Project」、「Rural Water Supply and Sanitation Project」及び「Water Sector Governance and Infrastructure Support Project」）を実施しており、水供給・衛生サービス向上やガバナンス強化を広域的に支援している。

UNDPは水資源管理や気候変動適応に重点を置き、制度構築や統合的水管理を推進する「Climate Resilience of Water Sector」を実施しており、同プロジェクトを通じて気候変動が水資源に与える影響を軽減するための適応策を支援している。また、UNICEFは子どもや女性の健康・教育に焦点を当て、学校におけるWASH（水と衛生）プロジェクトやコミュニティ主導型トータル・サニテーション（「屋外排泄ゼロ」の達成）、緊急人道支援を展開している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業の目的は、ネパールにおいてDWSSMが所管する下水道施設及びオンサイト処理施設の計画、設計、建設、運営・維持管理に係るマニュアル／ガイドラインを整備するとともに、DWSSMによる地方政府支援体制の強化を図ることである。併せて、PMCにおける下水道施設及びオンサイト処理施設の建設・維持管理に係る実施体制を構築し、研修等を通じて地方政府における污水管理体制の強化及び作成したマニュアル／ガイドラインの他都市への展開に寄与する。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

カトマンズ市、ポカラ市、及び全国

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：DWSSM職員及びPMC職員

最終受益者：ネパール国民（2,916万人⁶）、ポカラ市民（51万人⁷）

(4) 総事業費（日本側）

約4億円

(5) 事業実施期間

2026年11月～2029年10月を予定（計36カ月）

(6) 事業実施体制

実施機関：

インフラ開発省（Ministry of Infrastructure Development：MoID）：政策・承認・国家レベル調整

インフラ開発省上下水道局（Department of Water Supply and Sewerage Management：DWSSM）：技術監督・実施管理・能力強化

ポカラ市（Pokhara Metropolitan City：PMC）：事業実施・住民対応・運営維持

(7) 投入（インプット）

1) 日本側：

① 短期専門家派遣（合計約 72 人月）：総括／下水道事業／組織運営強化、オンサイト処理と維持管理、污水处理計画と設計及び維持管理、下水道管路の計画と設計、データベース設計と GIS、水質管理、普及啓発と人材育成、環境社会配慮等

② 研修員受入（本邦研修及び第三国研修）：①に準ずる分野

③ 機材供与：浄化槽

④ プロジェクト運営費

2) ネパール側：

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設

⁶ 2021年 ネパール国勢調査結果

⁷ 2024年「ネパール国ポカラ市污水管理マスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート」

- ・ 普及指導員の配置
- ・ 日本人専門家のためのオフィススペースと設備（DWSSM 及び PMC）
- ・ プロジェクト活動に必要な現地経費（電気・水道などの光熱費を含む）
- ・ プロジェクト実施に必要なデータ及び情報の提供
- ・ ネパール側が使用する PC に係るソフトウェア及びライセンス

（８）他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

JICAはポカラ市における污水管理分野において、2021年10月～2024年6月に技術協力「ポカラ市污水管理マスタープラン策定プロジェクト」を実施した。また、現在実施中の技術協力「ネパール水道公社水道事業能力向上プロジェクト」とは同じ実施機関のもと協働することで、将来的な上下水道の一体管理にも寄与することが考えられる。上水道分野については、ネパール及びPMCで以下の4つの事業を実施済みもしくは実施中である。

- ・ 無償資金協力「ポカラ上水道改善計画」（浄水処理施設、送配水施設、消毒施設等整備／2017年2月～2023年12月）
- ・ 技術協力「ネパール水道公社水道事業能力向上プロジェクト」（ネパール水道公社ポカラ支所の給水サービス向上支援／2022年3月～2026年3月）
- ・ 草の根技術協力「ポカラ市給配水管理業務の体系化を目指した技術協力事業」（ポカラ市給配水管理業務の体系化を支援／2022年2月～2025年1月）
- ・ 個別専門家「水・衛生」（上水道セクター改善に向けた政策の立案・実施促進／2025年10月～2027年9月）

２）他の開発協力機関等の活動

本事業が目指す、地方都市におけるオンサイト・オフサイトを含む持続可能な污水管理体制の確立については、上記２．（３）に記載のADBのプロジェクトでは直接的に対象とされていない分野であり、活動地域についてもADBはポカラ市東部を優先地域として進めていることから、本事業（ポカラ市西部優先）との重複は見られない。一方で、DWSSMを含む中央機関や大都市圏を対象に制度・技術的な支援を実施しており、本事業と共通した課題に取り組んでいる。なお、ADBがPMCにおける下水処理場の詳細設計の協力検討を進めているため、ADBとの協議や連携に関する議論を継続して実施する。

ADB以外のWB、UNDP、UNICEFについては、住民啓発等で協働できる可能性があると考えられるため、本事業実施中も定期的に協議を行う。

（９）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリー分類：C

② カテゴリー分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月版）に照らして、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

① 気候変動

本事業は、2. (2)に記載のとおり、下水道施設及びオンサイト処理施設の計画策定・整備、建設・維持管理を行う実施体制の策定、関連研修を実施することにより、実施機関の能力強化を図り、将来的な下水道整備・維持管理体制の整備に資するものであり、温室効果ガス（特にメタン）排出削減と気候変動の影響下における洪水時の汚染拡散リスク低減等につながることから、気候変動緩和及び適応に資する可能性があると考えられる。これらは、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。

② 生物多様性

本事業は、将来的な下水道施設の整備に向けた体制を整備するものであり、また下水道施設が適切に機能することで、ラムサール条約保護対象地であるフェワ湖の水質改善と条約遵守に貢献することが期待される。

ネパールにおける国レベルの生物多様性政策として、「ネパール国家生物多様性戦略と行動計画 2014-2020」が挙げられており、本事業の対象地の1つであるポカラに関しては「ポカラ渓谷の湖群の統合的湖沼流域管理計画（2018-2023）」が策定されている。同計画は、PMCの下水処理の生物多様性への効果評価に直接的に関係するが、生物多様性政策に関する数値目標やモニタリングの仕組み、事後評価の方式等の情報について、事業実施段階において収集する。

3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】■GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

<活動内容／分類理由>

本セクターにおいては、地方都市下水道整備に向けた設計・維持管理マニュアル／ガイドライン（以下マニュアル／ガイドライン）の策定や研修が、政府のジェンダー平等・社会包摂戦略（GESI）に沿ったかたちでは実施されていない。また女性技術者数が少なく、能力強化への女性の参加機会も限定的である。本事業では、GESIに沿った課題の収集・分析・特定に基づいてマニュアル／ガイドライン案を作成し、さらに研修プログラム、モジュール、参加者選定基準をGESIの視点を含めて開発し、特に国家給水・衛生研究・イノベーション・能力開発センター（以下、「NWSSRICDC」）による研修での女性参加割合をプロジェクト開始後に設定し、モニタリングする。なお、GESIに係る課題分析を行う際にデータ分析・課題特定のプロセスに関与する女性職員の割合（1/3）を設定する。また、マニュアル／ガイドライン案作成時における女性の参画を確保する。

(10) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：インフラ開発省上下水道局（DWSSM）の主導により、下水道を整備・維持管理できる体制がポカラ市（PMC）で整備され、作成されたマニュアル／ガイドライン等やPMCによる下水道整備・維持管理の事例が他都市に共有される。

【指標】

- PMCにより、インフラ開発省に承認された標準ガイドラインに基づいた人材配置、財務管理、技術基準を踏まえた下水処理事業が実施される。
- PMC 以外の都市において、プロジェクトで作成されたマニュアル／ガイドライン等や PMC による下水道整備・維持管理の取組み事例の共有実績が確認される。

(2) プロジェクト目標：地方政府の汚水処理管理を支援するシステム（オンサイトとオフサイトのサニテーションの実施のための体制を含む）がDWSSMに構築される。

【指標】

- 少なくとも 2 件の下水道整備・維持管理に関する文書（標準設計、マニュアル、ガイドライン、またはアクションプラン）が DWSSM によって公式化（公式文書として発行）される。
 - NWSSRICDC による研修コース（下水道整備・維持管理に関する研修等）が計画され、地方自治体から XX 名の職員が研修を受ける。
 - DWSSM と地方自治体によるワークショップ／セミナーが年 X 回開催される。
- ※各指標の目標値は本事業開始後協議の上決定する。

(3) 成果：

成果1：地方都市における下水道施設・オンサイト処理施設の計画策定・整備及び維持管理における現状を分析し、課題を整理する。

成果2：持続的な汚水管理に向けて下水道施設・オンサイト処理施設の整備計画・建設・維持管理マニュアル／ガイドラインが作成される。

成果3：マニュアル／ガイドラインに従ってPMCにおける下水道整備計画が改訂され、市の建設・維持管理を行う実施体制が策定される。

成果4：地方都市における下水道整備に向けた設計・維持管理マニュアル／ガイドラインの最終案が作成、公式化され、NWSSRICDCにより研修が実施される。

(4) 主な活動：

活動1：オンサイト処理を含む下水道施設設計、維持管理、運営等の課題整理及び分析を行う。

活動2：DWSSMを中心に中央政府関係機関の下水道整備に関する制度・規則・技術基準を収集し、ワーキンググループで地方政府向けマニュアル案を審議・作成する。あわせてDWSSMの管理情報システム（MIS）強化を行う。

活動3：ポカラ市の汚水管理マスタープランのレビューを行い、基準策定や関係者からの意見聴取を行う。また、オンサイト処理に関するパイロット事業を実施し、実施体制策定のための職員研修を行う。

活動4：各活動を踏まえて地方政府向け設計・維持管理マニュアルを最終化する。また、研修プログラムや教材を開発し、DWSSM及び関係機関職員向けの研修を実施する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：

特になし

(2) 外部条件：

目標達成のための外部条件として、「国または地方政府の政策が大きく変更されない」、「MoID及びDWSSMの汚水管理に関する権限が維持される」、「深刻な自然災害、感染症の大流行、経済・社会状況の大きな変化が発生しない」が満たされる必要がある。

2025年9月に発生したデモの影響により、PMCの市庁舎や事務所が焼失したため、治安の安定とPMCの行政機能が維持される必要がある。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

- ・ インドネシア国「ジャカルタ汚水管理マスタープラン見直しを通じた汚水管理能力強化プロジェクト」（2010～2012年）では、2018年度の事後評価において、行政規制及び基準の実効性確保には産業界・住民の理解と参加、さらに相手国機関の体制把握が不可欠との教訓が示されている。これに対し、本事業ではDWSSM・PMCを中心とするワーキンググループ（WG）を構築し、制度運用・連携体制を強化するとともに、民間参入や住民啓発をガイドライン・研修に組み込むこととしている。
- ・ パレスチナ国「ジェリコ下水運営管理能力強化プロジェクト」（2012～2018年）では、高度かつ高コストなシステム導入が維持管理を困難にするとの課題が示された。これに対し、本事業ではDWSSMとPMCの財政・技術・人員体制に即した適正規模のシステム導入と段階的整備計画を策定することを成果として、持続可能な管理体制を構築することとしている。

7. 評価結果

評価6項目の観点から総合的に判断した結果、本事業実施の妥当性、整合性は高いと評価される。ネパールの政策的優先課題と合致し、日本政府及びJICAの支援方針とも整合し、「SDGs」のゴール6「安全できれいな水とトイレを世界中に」及びゴール13「気候変動に具体的な対策を」の達成にも寄与すると考えられ、実施の意義は高い。有効性については、マニュアル・ガイドラインの公式化とパイロット事業を通じた制度・体制の確立と人材育成により、プロジェクト目標の達成が見込まれる。効率性については、関連分野の専門家投入に加え、カウンターパート職員を含めたWGを設置し、課題分析からマニュアル作成、パイロット実証、研修普及に至るプロセスを分担・連携して進める体制が整備される計画である。インパクトについては気候変動課題、生物多様性保全、ジェンダー主流化など多面的な波及効果が期待される。持続性については、政策・制度面、組織・技術面では担保されると考えられるものの、財政面は課題になり得るため、本事業で持続的な財源確保の仕組みづくりを支援することで、持続性を確保する。

8. 今後の評価計画

（1）今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

（2）今後の評価スケジュール

事業完了時評価を実施

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

☒ 段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
第一段階（計画フェーズ）：
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。
第二段階（本格実施フェーズ）：
第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

☒ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス(2026年3月)」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から「安全衛生計画」の提出を受けるとともに、契約後は工事着工前に「安全衛生環境管理プラン(HSEM)」の提出を受け、その内容をレビューする。また、施工中においても適切な施工監理が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指

標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：下水道に係る制度構築支援に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙4 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：南アジア地域

② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年11月に契約を締結し、2027年1月までに現地渡航してプロジェクトを開始し、38か月後の2030年1月の終了を目処とする。

(2) 業務量目途と業務従事者

構成案

1) 業務量の目途

約66.14人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月3.80を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数の目途 延べ72回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ポカラ市水質環境調査
- ポカラ市下水管現況調査
- データベース構築業務
- 研修教材作成支援業務

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ・ 詳細計画策定調査報告書
- ・ Record of Discussion (RD 署名済み討議議事録)
- ・ Preparatory Local Survey for JICA' s “Capacity Development Project for Wastewater Management” Nov. 2025 (JICAネパール事務所作成)

2) 公開資料

① 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・ 「ネパール国 ポカラ市污水管理マスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート(本文)」

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12386892_01.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12386892_02.pdf

- ・「ネパール国 ポカラ市汚水管理マスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート(添付資料)」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000053334.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

318,835,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3) 別見積りとしている項目、及び(4) 定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（52,882,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	ポカラ市水質環境調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	9,000,000円	水質調査費一式 3回分	再委託費
2	ポカラ市下水管現況調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	5,000,000円	ポカラ市内の既存下水管、排水路の現況調査（下水管の配置及び現況調査含む）	再委託費
3	データベース構築業務	「第3章 プロポーザル作	5,000,000円	データベースシステム開発委託費	再委託費

		成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」			
4	研修教材作成支援業務（ニーズ調査）	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	3,000,000円	啓発事業一式 2セット分	再委託費
5	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	「第2章 特記仕様書案第4条. 業務の内容 (2) 本邦研修」	14,282,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費（1,059,000円）／回	国内業務費
6	第三国研修実施	「第2章 特記仕様書案第4条. 業務の内容 (3) 第三国研修」	10,000,000円	参加者の出張旅費（交通費、宿泊費等）、会場借上費、研修先謝金等	一般業務費
7	浄化槽	「第2章 特記仕様書案第7条 機材調達」	6,000,000円	処理能力 5kl/day 設置想定場所（ポカラ市内およびNWSSRICDCの2か所）	機材購入費
8	データ管理用コンピューター	「第2章 特記仕様書案第7条 機材調達」	600,000円	ポカラ市にデータベース管理用コンピューター	機材購入費

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。
（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（９）その他留意事項

特になし

別紙４：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)